

地方公務員法の一部を改正する法律案新旧対照条文の正誤

正	誤
<p>【28頁 下欄6行目】 (管理者の選任及び身分取扱い) 第七条の二 [略] 2 [略] 一 <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p>	<p>【28頁 下欄6行目】 (管理者の選任及び身分取扱い) 第七条の二 [略] 2 [略] 一 <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</u></p>
<p>【29頁 下欄3行目】 (管理者の選任及び身分取扱い) 第七条の二 [略] 10 管理者は、第二項各号の<u>いずれか</u>に該当するに至ったときは、その職を失う。</p>	<p>【29頁 下欄3行目】 (管理者の選任及び身分取扱い) 第七条の二 [略] 10 管理者は、第二項各号の<u>一</u>に該当するに至ったときは、その職を失う。</p>
<p>【34頁 上欄下欄】 <u>(定義)</u> 第二条 [略]</p>	<p>【34頁 上欄下欄】 第二条 [略]</p>
<p>【48頁 下欄8行目】 (公務員に関する特例) 第六十一条 [略] 31 行政執行法人の長は、第二十九項の規定による承認を受けようとする職員からその承認の請求があったときは、当該請求に係る時間のうち業務の運営に支障があると認められる時間を除き、これを承認しなければならない<u>。</u></p>	<p>【48頁 下欄8行目】 (公務員に関する特例) 第六十一条 [略] 31 行政執行法人の長は、第二十九項の規定による承認を受けようとする職員からその承認の請求があったときは、当該請求に係る時間のうち業務の運営に支障があると認められる時間を除き、これを承認しなければならない<u>。)</u></p>
<p>【48頁 上欄22行目】 (公務員に関する特例) 第六十一条 [略]</p>	<p>【48頁 上欄22行目】 (公務員に関する特例) 第六十一条 [略]</p>

<p>33 ~ 36 (略)</p> <p>【48頁 下欄 31行目】 (公務員に関する特例) 第六十一条 [略] 34・35 (略) 36 [略]</p>	<p>33・34 (略)</p> <p>【48頁 下欄 31行目】 (公務員に関する特例) 第六十一条 [略] 34 [略]</p>
<p>【52頁 上欄下欄】 <u>(へき地手当等)</u> 第五条の二 [略]</p>	<p>【52頁 上欄下欄】 第五条の二 [略]</p>
<p>【57頁 下欄 5行目～6行目】 (県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用) 第四十七条の二 [略] 二 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること。</p>	<p>【57頁 下欄 5行目～6行目】 (県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用) 第四十七条の二 [略] 二 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は<u>は</u>生徒に対する指導を適切に行うことができないと<u>認められること</u></p>
<p>【57頁 下欄 6行目・10行目・18行目】 (県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用) 第四十七条の二 [略] 二 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められる<u>こと</u>。</p>	<p>【57頁 下欄 6行目・10行目・18行目】 (県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用) 第四十七条の二 [略] 二 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められる<u>こと</u></p>
<p>2 事実の確認の方法その他前項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるものとする。</p>	<p>2 事実の確認の方法その他前項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるものとする</p>
<p>4 第四十条後段の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条後段中「当該他の市町村」とあるのは、「当該都道府県」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第四十条後段の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条後段中「当該他の市町村」とあるのは、「当該都道府県」と読み替えるものとする。<u>。)</u></p>

<p>【58頁 下欄9行目】 (初任者研修に係る非常勤講師の派遣) 第四十七条の三 [略] 2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員(第四項において「派遣職員」という。)は、派遣を受けた市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとし、その報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当(地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者にあつては、給料、手当及び旅費)は、当該職員の派遣をした都道府県の負担とする。</p>	<p>【58頁 下欄9行目】 (初任者研修に係る非常勤講師の派遣) 第四十七条の三 [略] 2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員(第四項において「派遣職員」という。)は、派遣を受けた市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとし、その報酬及び職務を行うために要する費用の弁償は、当該職員の派遣をした都道府県の負担とする。</p>
<p>【63頁 下欄12行目】 (職員に係る他の法律の適用除外等) 第五十三条 [略] 一 地方公務員法第八条(第一項第四号及び第七項を除く。)、第十四条第二項、第十五条の二第三項、第二十三条の二第三項、第二十三条の四から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項(同法第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。)、第三十七条、第三十八条第二項、第三十九条第三項及び第四項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条(第三項中労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十九条から第九十六条までに係る部分(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。))を除く。)、第五十八条の二並びに第五十八条の三の規定</p>	<p>【63頁 下欄12行目】 (職員に係る他の法律の適用除外等) 第五十三条 [略] 一 地方公務員法第八条(第一項第四号及び第七項を除く。)、第十四条第二項、第十五条の二第三項、第二十三条の二第三項、第二十三条の四から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項(同法第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。)、第三十七条、第三十八条第二項、第三十九条第三項及び第四項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条(同条第三項中労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十九条から第九十六条までに係る部分(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。))を除く。)、第五十八条の二並びに第五十八条の三の規定</p>

備考 [略] は本正誤においての省略を表す。

地方公務員法の一部を改正する法律案参照条文の正誤

正	誤
<p>【1頁18行目】 (平等取扱いの原則) 第十三条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第四号に該当する場合を除くほか、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、<u>差別</u>されてはならない。</p>	<p>【1頁18行目】 (平等取扱いの原則) 第十三条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第四号に該当する場合を除くほか、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて<u>差別</u>されてはならない。</p>
<p>【2頁17行目】 (欠格条項) 第十六条 [略] 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する<u>罪を犯し</u>、刑に処せられた者</p>	<p>【2頁17行目】 (欠格条項) 第十六条 [略] 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する<u>罪を犯し犯し</u>、刑に処せられた者</p>
<p>【7頁23行目】 (降任、免職、休職等) 第二十八条 [略] 2 職員が、<u>次の各号に掲げる場合</u>のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。</p>	<p>【7頁23行目】 (降任、免職、休職等) 第二十八条 [略] 2 職員が、<u>左の各号の一に該当する場合においては次の各号に掲げる場合</u>のいずれかに該当するときは、その意に反して反して、これを休職することができる。</p>
<p>【7頁23行目・27行目】【8頁1行目】 (降任、免職、休職等) 第二十八条 [略] 2 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、<u>その意に反して</u>、これを休職することができる。</p>	<p>【7頁23行目・27行目】【8頁1行目】 (降任、免職、休職等) 第二十八条 [略] 2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、<u>その意に反して反して</u>、これを休職することができる。</p>
<p>3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の<u>定めがある</u>場合を除くほか、条例で定めなければならない。</p>	<p>3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の<u>定が定めがある</u>場合を除く外、ほか、条例で定めなければならない。</p>

	ない。
3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を <u>除くほか</u> 、 <u>条例</u> で定めなければならない。	3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を <u>除く外</u> 、 <u>ほか</u> 、 <u>条例</u> で定めなければならない。
4 職員は、 <u>第十六条各号(第二号を除く。)</u> のいずれかに該当するに至つたときは、 <u>条例</u> に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。	4 職員は、 <u>第十六条各号(第三号第二号を除く。)</u> の一にいずれかに該当するに至つたときは、 <u>条例</u> に特別の定めがある場合を除く外、ほか、その職を失う。
4 職員は、 <u>第十六条各号(第二号を除く。)</u> の <u>いずれかに</u> 該当するに至つたときは、 <u>条例</u> に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。	4 職員は、 <u>第十六条各号(第三号第二号を除く。)</u> の <u>一にいずれかに</u> 該当するに至つたときは、 <u>条例</u> に特別の定めがある場合を除く外、ほか、その職を失う。
4 職員は、 <u>第十六条各号(第二号を除く。)</u> のいずれかに該当するに至つたときは、 <u>条例</u> に特別の <u>定めがある</u> 場合を除くほか、その職を失う。	4 職員は、 <u>第十六条各号(第三号第二号を除く。)</u> の一にいずれかに該当するに至つたときは、 <u>条例</u> に特別の <u>定めがある</u> 場合を除く外、ほか、その職を失う。
4 職員は、 <u>第十六条各号(第二号を除く。)</u> のいずれかに該当するに至つたときは、 <u>条例</u> に特別の定めがある場合を <u>除くほか</u> 、 <u>その職</u> を失う。	4 職員は、 <u>第十六条各号(第三号第二号を除く。)</u> の一にいずれかに該当するに至つたときは、 <u>条例</u> に特別の定めがある場合を <u>除く外</u> 、 <u>ほか</u> 、 <u>その職</u> を失う。
【11頁14行目】 (不利益処分に関する説明書の交付) 第四十九条 任命権者は、職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合においては、その際、その職員に対し処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。	【11頁14行目】 (不利益処分に関する説明書の交付) 第四十九条 任命権者は、職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合においては、その際、その職員に対し <u>処分</u> の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
【20頁6行目・18行目】 (管理者の選任及び身分取扱い) 第七条の二 [略] 2 [略] 一 <u>破産</u> 手續開始の決定を受けて復権を得ない者	【20頁6行目・18行目】 (管理者の選任及び身分取扱い) 第七条の二 [略] 2 [略] 一 <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者</u> で復権を得ない者

<p>10 管理者は、第二項各号の<u>いずれか</u>に該当するに至つたときは、その職を失う。</p>	<p>10 管理者は、第二項各号の<u>一</u>に該当するに至つたときは、その職を失う。</p>
<p>【27頁21行目】 <u>(定義)</u> 第二条 [略]</p>	<p>【27頁21行目】 第二条 [略]</p>
<p>【29頁10行目】 (教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算) 第十七条 [略] 2 第七条又は第十一条に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校に置く<u>講師</u>(地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者に限り、その配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。</p>	<p>【29頁10行目】 (教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算) 第十七条 [略] 2 第七条又は第十一条に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校に置く<u>非常勤の講師</u>(地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者に限り、その配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。</p>
<p>【31頁7～8行目】 (教諭等の数) 第十七条 [略] 六 次の表の上欄に掲げる寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)<u>第十一条第一項第八号</u>に定めるところにより算定した数を減じて得た数</p>	<p>【31頁7～8行目】 (教諭等の数) 第十七条 [略] 六 次の表の上欄に掲げる寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)<u>第十一条第一項第六号</u><u>第十一条第一項第八号</u>に定めるところにより算定した数を減じて得た数</p>
<p>【31頁20行目】 (教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算) 第二十三条 [略] 2 第九条又は第十七条に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は特別支援学校の高等部に置く<u>講師</u>(地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者に限り、その配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。</p>	<p>【31頁20行目】 (教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算) 第二十三条 [略] 2 第九条又は第十七条に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は特別支援学校の高等部に置く<u>非常勤の講師</u>(地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者に限り、その配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。</p>

<p>【34頁7～9行目】 (公務員に関する特例) 第六十一条 [略] 20～<u>30</u> (略)</p>	<p>【34頁7～9行目】 (公務員に関する特例) 第六十一条 [略] 20～<u>31</u> (略)</p>
<p><u>31</u> 行政執行法人の長は、第二十九項の規定による承認を受けようとする職員からその承認の請求があったときは、当該請求に係る時間のうち業務の運営に支障があると認められる時間を除き、これを承認しなければならない。</p>	<p>行政執行法人の長は、第二十九項の規定による承認を受けようとする職員からその承認の請求があったときは、当該請求に係る時間のうち業務の運営に支障があると認められる時間を除き、これを承認しなければならない。</p>
<p>【36頁2～3行目】 (初任者研修) 第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。)に対して、その採用(現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。)の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。</p>	<p>【36頁2～3行目】 (初任者研修) 第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(政令で指定する臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。)に対して、その採用(現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第四条第一項附則第五条第一項において同じ。)の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。</p>
<p>(初任者研修) 第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。)に対して、その採用(現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。<u>附則第五条第一項</u>において同じ。)の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。</p>	<p>(初任者研修) 第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(政令で指定する臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。)に対して、その採用(現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。<u>附則第四条第一項附則第五条第一項</u>において同じ。)の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。</p>
<p>【36頁11行目】 <u>(へき地手当等)</u> 第五条の二 [略]</p>	<p>【36頁11行目】 第五条の二 [略]</p>

【39頁8行目（上欄）】
（地方公務員法の適用の特例）
第四十七条 [略]

第二十八条の四第一項	[略]	[略]
	[略]	[略]

【39頁8行目（上欄）】
（地方公務員法の適用の特例）
第四十七条 [略]

第二十八条の四第一項	[略]	[略]
	[略]	[略]

【40頁3・5・9行目】
（県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用）
第四十七条の二 [略]
二 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること。

【40頁3・5・9行目】
（県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用）
第四十七条の二 [略]
二 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること

2 事実の確認の方法その他前項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるものとする。

2 事実の確認の方法その他前項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるものとする

4 第四十条後段の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条後段中「当該他の市町村」とあるのは、「当該都道府県」と読み替えるものとする。

4 第四十条後段の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条後段中「当該他の市町村」とあるのは、「当該都道府県」と読み替えるものとする。）

【49頁6行目】
（短時間勤務職員の任期を定めた採用）
第五条 [略]
3 [略]
二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十一条第六項の規定により読み替えて準用する同条第三項から第五項までの規定を最低基準として定める条例の規定による承認その他の処分

【49頁6行目】
（短時間勤務職員の任期を定めた採用）
第五条 [略]
3 [略]
二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十一条第七項第六十一条第六項の規定により読み替えて準用する同条第三項から第五項までの規定を最低基準として定める条例の規定による承認その他の処分

【49頁23行目】
（特定法人の業務に従事するために退職した者の採用）

【49頁23行目】
（特定法人の業務に従事するために退職した者の採用）

第十条 任命権者と特定法人(当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものをいう。以下同じ。)との間で締結された取決めに定められた内容に従って当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員(条例で定める職員を除く。)が退職し、引き続き当該特定法人の役職員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人において業務に従事すべき期間が満了した場合又はその者が当該特定法人の役職員の地位を失った場合その他の条例で定める場合には、地方公務員法第十六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当する場合(同条の条例で定める場合を除く。)その他条例で定める場合を除き、その者が退職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者は、当該特定法人の役職員としての在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。

第十条 任命権者と特定法人(当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものをいう。以下同じ。)との間で締結された取決めに定められた内容に従って当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員(条例で定める職員を除く。)が退職し、引き続き当該特定法人の役職員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人において業務に従事すべき期間が満了した場合又はその者が当該特定法人の役職員の地位を失った場合その他の条例で定める場合には、地方公務員法第十六条各号(第三号第二号を除く。)のいずれかに該当する場合(同条の条例で定める場合を除く。)その他条例で定める場合を除き、その者が退職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者は、当該特定法人の役職員としての在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。

【53頁14行目(上欄)】【54頁16行目】【55頁2行目】
(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十三条 [略]
3 [略]

第六条第一項	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
第二十二條の 三第四項	[略]	[略]
	[略]	特定地方独立行政 法人の <u>規程</u>

【53頁14行目(上欄)】【54頁16行目】【55頁2行目】
(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十三条 [略]
3 [略]

第六条第一項	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
第二十二條の 三第四項	[略]	[略]
	[略]	特定地方独立行政 法人の <u>規定</u>

[略]	[略]	[略]
第二十八条の二第三項	[略]	[略]
	[略]	特定地方独立行政法人の <u>規程</u> で
	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]
第二十八条の二第三項	[略]	[略]
	[略]	特定地方独立行政法人に <u>おける</u>
	[略]	[略]

【57頁10行目】【58頁1行目】

(設立団体が二以上である場合の特例)

第二百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）、第十九条の二第二項及び第四項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第二項第一号、第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項及び第六項、第三十条第一項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十九条、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条の二第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項、第四十四条第一項、第五十条第三項、第五十五条、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第七十七条の三、第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第二項及び第五項、第七十九条の四、第七十九条の五、第八十七条の八第一項、第八十七条の九第一項及び第四項、第八十七条の十第一項及び第六項、第八十七条の十四第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二十第三項、第二百二十一条第一項並びに第二百二十二条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

【57頁10行目】【58頁1行目】

(設立団体が二以上である場合の特例)

第二百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）、第十九条の二第二項及び第四項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第二項第一号、第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項及び第六項、第三十条第一項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十九条、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条の二第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項、第四十四条第一項、第五十条第三項、第五十五条、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第七十七条の三、第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第二項及び第五項、第七十九条の四、第八十七条の八第一項、第八十七条の九第一項及び第四項、第八十七条の十第一項及び第六項、第八十七条の十四第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二十第三項、第二百二十一条第一項並びに第二百二十二条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

5 設立団体が二以上である場合における第五十条の二及び第五十三条第三項から第六項までの規定の適用については、第五十条の二の表第三十八条の二第一項の項中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体）」とあるのは「条例適用設立団体（地方独立行政法人

5 設立団体が二以上である場合における第五十条の二及び第五十三条第三項から第六項までの規定の適用については、第五十条の二の表第三十八条の二第一項の項中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体）」とあるのは「条例適用設立団体（地方独立行政法人

法第二百二十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体」と、「設立団体においては、設立団体」とあるのは「条例適用設立団体においては、条例適用設立団体」と、同表第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三の項、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第三項の表第六条第一項の項中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）」と、同表第十六条各号列記以外の部分の項、第二十六条の五第一項、第五項及び第六項（第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。）、第二十六条の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外部分及び第八項並びに第二十七条第二項の項、第二十八条第三項及び第四項並びに第二十八条の二第一項及び第二項の項、第二十八条の四第一項の項、第二十八条の四第二項及び第三項の項、第二十九条第二項の項、第二十九条第四項及び第二十九条の二第二項の項、第三十二条の項、第三十五条の項、第三十六条第二項第五号の項、第三十八条の二第一項の項、第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項から第六項までの規定中「設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二百二十三条第四項の規定によりその条例を同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

法第二百二十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体」と、「設立団体においては、設立団体」とあるのは「条例適用設立団体においては、条例適用設立団体」と、同表第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三の項、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第三項の表第六条第一項の項中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）」と、同表第十六条各号列記以外の部分の項第二十六条の五第一項、第五項及び第六項（第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。）、第二十六条の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外部分及び第八項並びに第二十七条第二項の項、第二十八条第三項及び第四項並びに第二十八条の二第一項及び第二項の項、第二十八条の四第一項の項、第二十八条の四第二項及び第三項の項、第二十九条第二項の項、第二十九条第四項及び第二十九条の二第二項の項、第三十二条の項、第三十五条の項、第三十六条第二項第五号の項、第三十八条の二第一項の項、第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項から第六項までの規定中「設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二百二十三条第四項の規定によりその条例を同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

備考 [略] は本正誤における省略を表す。